

2 静岡県青少年対策本部設置規則

〔 昭和41年 4月22日 〕
静岡県規則第18号

| | | |
|----|-------------------|-------------------|
| 改正 | 昭和44年 3月31日規則第7号 | 昭和48年 3月31日規則第17号 |
| | 昭和51年 3月31日規則第48号 | 昭和54年 3月30日規則第20号 |
| | 昭和58年 3月31日規則第30号 | 昭和58年10月 1日規則第28号 |
| | 昭和62年 3月31日規則第32号 | 昭和63年 3月31日規則第24号 |
| | 平成 3年 3月30日規則第30号 | 平成 7年 3月31日規則第40号 |
| | 平成 9年 3月28日規則第20号 | 平成10年 3月31日規則第35号 |
| | 平成14年 3月29日規則第21号 | 平成18年 3月24日規則第17号 |
| | 平成19年 3月20日規則第1号 | 平成19年 3月30日規則第29号 |
| | 平成21年 3月31日規則第13号 | 平成22年 3月31日規則第18号 |

静岡県青少年対策本部設置規則をここに制定する。

静岡県青少年対策本部設置規則
(設置)

第1条 青少年行政に関する基本的方針を確立し、国、市町及び関係行政機関相互の連絡調整を図るとともに、青少年対策の効果的な実施を促進するため、静岡県青少年対策本部（以下『青少年対策本部』という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 青少年対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年行政に関する総合的かつ基本的な施策の樹立に関すること。
- (2) 青少年行政に係る関係行政機関相互の総合調整に関すること。
- (3) その他青少年行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 青少年対策本部に、本部長、副本部長、委員及び幹事を置く。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 委員は、企画広報部長、くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。
- 4 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(職務)

第4条 本部長は、青少年対策本部に関する事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は本部長及び副本部長を、幹事は本部長、副本部長及び委員を補佐し、それぞれ分担事務を処理する。

(その他)

第5条 青少年対策本部の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、青少年対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

静岡県青少年対策本部 委員及び幹事 一覧表

1 本部員

| 番号 | 本部職名 | 職名 |
|----|------|----------|
| 1 | 本部長 | 知事 |
| 2 | 副本部長 | 副知事 |
| 3 | 委員 | 企画広報部長 |
| 4 | 〃 | くらし・環境部長 |
| 5 | 〃 | 文化・観光部長 |
| 6 | 〃 | 健康福祉部長 |
| 7 | 〃 | 経済産業部長 |
| 8 | 〃 | 教育長 |
| 9 | 〃 | 警察本部長 |

2 幹事

| 番号 | 部局名 | 職名 |
|----|---------|-----------|
| 1 | 企画広報部 | 多文化共生課長 |
| 2 | 〃 | 企画課長 |
| 3 | くらし・環境部 | 県民生活課長 |
| 4 | 〃 | くらし交通安全課長 |
| 5 | 〃 | 男女共同参画課長 |
| 6 | 〃 | 環境ふれあい課長 |
| 7 | 文化・観光部 | 大学課長 |
| 8 | 〃 | 私学振興課長 |
| 9 | 健康福祉部 | 地域福祉課長 |
| 10 | 〃 | こども未来課長 |
| 11 | 〃 | こども家庭課長 |
| 12 | 〃 | 障害福祉課長 |
| 13 | 〃 | 健康増進課長 |
| 14 | 〃 | 薬事課長 |
| 15 | 経済産業部 | 労働政策課長 |
| 16 | 〃 | 雇用推進課長 |
| 17 | 〃 | 職業能力開発課長 |
| 18 | 教育委員会 | 教育総務課長 |
| 19 | 〃 | 教育政策課長 |
| 20 | 〃 | 義務教育課長 |
| 21 | 〃 | 高校教育課長 |
| 22 | 〃 | 特別支援教育課長 |
| 23 | 〃 | 社会教育課長 |
| 24 | 〃 | スポーツ振興課長 |
| 25 | 警察本部 | 少年課長 |